

平成25年9月6日

義塾において応募を希望する研究者各位

「科学研究費助成事業」研究者応募資格に関する「ガイドライン」

担 当 理 事

科学研究費助成事業（以下、科研費）の応募資格は、以下の通り、5項目が要件として提示されている。（※については、慶應義塾での場合）。

慶應義塾としては、この趣旨を受け、様々な研究者に対し塾内での多様な研究の機会を提供することにより、義塾からの新たな研究成果の創出を支援したいと考えている。

そのために必要な、大学としての管理責任義務を果たすために、責任ある研究支援のサポートを行う目的で、「ガイドライン」を定め、研究費の管理体制を整える。文部科学省・日本学術振興会提示の要件（①～⑤）をすべて満たすことを前提に、以下のガイドラインに従って学内手続きを行うこととする。

なお、平成26年度公募において日本学術振興会特別研究員の応募に関する制限が緩和されたことから、下記の要件を満たす場合には慶應義塾において受入れている者に限って応募資格を認めることとした。

＜研究者に係る要件＞

- ① 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
 - ※ 慶應義塾における「所属する者」とは、本塾人事諸規程にのっとり発令された者とする。ただし、医学部助教（無給）、医学部共同研究員等として発令されている場合および慶應義塾で受入れている日本学術振興会特別研究員は応募資格を認める対象とする。
 - ※ 「当該研究機関」とは、慶應義塾を示す。
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
 - ※ 非常勤講師で「教育職」として雇用される者は、原則として除く。しかし、現在非常勤教育職であっても、実際に慶應義塾での研究活動に従事している場合は申請の対象とする。
 - ※ 慶應義塾で受入れている日本学術振興会特別研究員を含む。
 - ※ 「当該研究機関」とは、慶應義塾を示す。

- ③ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

※ 正規学生として大学院等に学籍を有する者は、慶應義塾において常勤として研究活動を行うことを本務とする職に就いていない限り、原則として応募資格を認めない。

[応募資格が認められる例]

- ・ 大学教員が、自分の専門分野の幅を広げるために大学院に通っている。
- ・ 大学教員が、生涯学習のために放送大学に入学し語学の講義を受けている。など

＜研究機関に係る要件＞

- ④ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること。

※「当該研究機関」とは、慶應義塾を示す。

- ⑤ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと。

ガイドライン

1. 常勤者（専任教員・有期契約教員（特任教員・研究員を含む））以外で科研費応募の許可を希望する場合は、大学が新たに機関管理の責任を負うことになるため、「応募資格の変更後」の上記の 5 つの要件（①～⑤）をすべて満たすことを前提に今後義塾の研究活動に実際に従事することにつき、学部長（又は、研究科委員長等）の承認をうける。なお、当該の科研費申請者が他機関を本務地とする場合は、本務とする機関より科研費申請に関する承認を得るものとする。
2. 実際に、1.の通り、新たに承認を受ける場合は、あらかじめ受入責任者（専任者）を必ず立てる。受入責任者は、申請者の課題が採択された場合、その研究活動に対し研究環境を保証すると同時に、必要な場合、当該研究活動をする上での義塾の関連部署とのコンタクトについて対応する。
3. 1. 及び 2. の趣旨を理解した上で、申請者及び受入責任者は、事前に必要書類（別紙参照）を作成し提出すること。
4. 研究分担者、連携研究者（科研費の交付対象外）として、研究組織に加わる場合についても、計画調書提出時点で同様に 3. の手続きを行うこと。
5. 研究費の交付内定時点で、職名が変更されている場合（たとえば、常勤者が非常勤に変更した場合等）は、上記に基づき、同様に 3. の手続きを行うこと。申請書類は各地区研究支援センターに問い合わせのこと。
6. 提出場所及び提出書類

提出場所：各地区研究支援センター

提出書類：科学研究費助成事業応募に係る申請書（本人作成）

科学研究費助成事業応募に係る推薦書（受入責任者と所属長の連名で作成）

以上